

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」

ワーキンググループ（第18回）

1 日時 令和6年5月10日（金）15時00分～17時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、生貝構成員、石井構成員、曾我部構成員、水谷構成員、森構成員、
山本（健）構成員

（2）オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティブ、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター、一般社団法人日本民間放送連盟、国立研究開発法人情報通信研究機構

（3）オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

（4）総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、
上原情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

（1）デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた国内外の検討状況

（2）意見交換

（3）その他

【山本（龍）主査】 それでは、定刻になりましたので、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」ワーキンググループ第18回会合を開催いたします。

本日も御多忙の中、当会合に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局から連絡事項の御説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。

まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点、御了承ください。

次に、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として、資料WG18-1-1から資料WG18-2-2までの5点、用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申しつけください。また、傍聴の方につきましては、本ワーキンググループのホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は、落合構成員は御欠席予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

本日の議事ですけれども、本日から前回までに御議論いただいた課題に対応するための具体的な方策について、御議論いただくということでございまして、まず、議事の1として事務局から今後の進め方について御説明をいただきます。その後、議事の2として、同じく事務局から具体的な方策のうち、災害発生時等における情報流通の健全性確保の在り方、それからマルチステークホルダーによる連携・協力の在り方に関する主な論点を御紹介いただき、続けて、質疑応答と意見交換の時間を設けるという形で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、議事に入らせていただきます。まずは、事務局から御説明をお願いいたします。

【上原補佐】 事務局から御説明いたします。資料WG18-1-1を御覧ください。

こちらは前回、ワーキンググループ第16回会合の際にお示しいたしました、資料WG16-1-1とタイトルも同じなんですけれども、その際に、その場でいただいた御意見で

あるとか、その後に事務局に宛てていただいた構成員の皆様からの御意見を踏まえまして、「検討課題（案）」を全体更新したものになっております。

更新した箇所だけ少し簡単に説明をさせていただければと思います。まずは、4ページです。例えば、「情報伝送PFによるコンテンツモデレーションの方針・体制・実施状況の透明化に向けた方策の在り方」といった論点の例が示されておったところ、透明化だけではなく、透明化の先にあるプラットフォーム事業者による取組の改善であるとか、そういったところまで明確に論点にしてはいかがかという御意見をいただいたところでしたので、こういったところには「透明化や改善」などと明記をしているところでございます。

また、4ページ目の「論点の例」というところかというと、2つ目のチェックですけれども、「情報伝送PFによる信頼できる情報源からの情報の確実な伝送に向けた規律の在り方」、こういったところもコンテンツモデレーションやレコメンデーションに含まれるところもあるかと思っておりますけれども、この確実な伝送といったところも明確に論点として入れてはいかがかという御意見を踏まえて、こちら明記しております。

それから、9ページ目の「プライバシー保護・利用者データの保護の在り方」、あるいは、「パーソナルデータを用いたプロファイリングやそれに基づくターゲティング広告の在り方」という課題に関しまして、これはもともと（1）の「事業者の取組に関する透明性の確保の在り方」というところに位置づけておったんですけれども、特に広告以外の部分につきましても、これはどちらかというところ「事業者のビジネスモデルに起因する課題」、広告エコシステムを含めまして、そちらへの対応の在り方というところに位置づけてはどうかという御意見がありましたので、位置づけを変えて（2）のほうに移しているところでございます。

併せて、パーソナルデータを用いたプロファイリングといったところにつきましては、「脆弱な利用者に配慮した機能の提供を含む」といったところを追記しておりまして、これは例えば青少年であるとか児童であるとか、そういった脆弱な利用者への配慮というものも論点の中には挙げておいたほうがいいんじゃないかという御意見を踏まえまして、明記をしたところでございます。

続きまして、資料WG18-1-2を御覧ください。こちらは、今お示した課題、あるいは「論点の例」というところを受けまして、今後、ワーキンググループにおいて、それらの課題に対する具体的な方策といったところを御議論いただくに当たりまして、どのように進めていくべきかというところを、一案をまとめた資料ということになっております。

表紙めくって1ページ目がここのメインの部分でございますけれども、前回、資料WG 16-1-1で検討課題をお示したところ、その各課題につきまして、第16回会合において、検討時間に限りがあるという中で、優先順位をつけながら議論を進めるべきではという御意見をいただいたところでございます。そこで、効率的に検討を進める観点から、全体を大きく「1.」、「2.」の2つの論点に分けて、1つ目、「情報流通の健全性を巡る課題一般」、それから2つ目、「(その中でも特に) 広告収入を基盤としたビジネスモデルに起因する課題」というふうに分類を決めまして、それぞれの課題への対応の在り方について、既存の法令等による対応が可能な部分とそれ以外の部分というものがあろうかと思っておりますので、その切り分けを意識しながら、下記の順序で検討していくことにしていってはいかがかというようにまとめております。

「下記の順序」といいますのは、今、示しております、1ページ目の下の表にありますとおり、先ほど申し上げた大分類で言いますと、「1. 情報流通の健全性を巡る課題一般への対応の在り方」というものを小分類として4つに分けております。4つそれぞれ読み上げますと、まず、「a.」として、「災害発生時等における情報流通の健全性確保の在り方」、「b.」として、「マルチステークホルダーによる連携・協力の在り方」、「c.」として、「偽・誤情報に対するコンテンツモデルシジョン等の在り方」、「d.」として、「情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方」、こういったように前回お示した課題、あるいは「論点の例」というものを、ある程度、大きくくりにしているというものでございます。

大分類の「2. 広告収入を基盤としたビジネスモデルに起因する課題への対応の在り方」というところで言いますと、「a. 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方」、「b. 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方」、「c. 情報伝送PFによる発信者への経済的インセンティブ付与や収益化抑止の在り方」、「d. 情報流通の健全性確保の観点から見たレコメンデーションやターゲティングの在り方」、こういった形で、大分類「2.」のほうも4つの小分類に分けて、できるだけ効率的に、夏頃の取りまとめに向けまして議論いただくということを考えております。

それぞれの課題への対応の在り方について、「既存の法令等による対応が可能な部分とそれ以外の部分の切り分け」と申し上げましたけれども、こちらも以前より御意見いただいておりますとおり、いわゆるインターネット上の偽、誤情報の発信・伝送といった部分に対して、既存の法制度でも一定対応ができているところがあるのではないか、そのエンフォース

メントに期待すべき部分もあるんじゃないかという御意見をいただいておりますので、一度、事務局のほうで既存の法制度としてどういうものがあるのかというところを、雑駁ですけども、まとめてみた資料が今回、お示ししております資料WG18-1-3ということになっております。

こちら、ざっと御説明しますと、資料をめくって1ページ目が目次になっておりまして、ここに書いてあるとおり、情報の発信者に対応するための法制度と情報の伝送者に対応するための法制度というものがあろうかと思っております。それぞれ対応の在り方としては、大きく言えば、「刑罰による対応」、偽・誤情報を発信したり伝送したりしたことに対して刑罰を科すという法制度であったり、2つ目としては、「民事法による対応」として、例えば損害賠償請求をするであるとか、あるいは差止請求、いわゆる削除請求のようなものをしていくという対応をするための法制度というものもあると考えております。

3つ目として、それらに当てはまらないといえますか、例えば行政機関が、処分には限らないんですけれども、「行政処分等による対応」として、例えば景表法に基づく表示規制であるとか、あるいは、医師に対しては、「懲戒処分」と一般に呼ばれることもありますけれども、行政処分がある。あるいは、弁護士に対しても同様に、非行に対する懲戒処分というものがあるといった形で、こういった行政機関等による一定の対応というものが有り得るということで、全体を分けると刑罰、民事法、行政処分等と大きく3つに分けられるのかなと思っております。

こうして見たときに、発信者のほうはここに挙げておりますとおり、ある程度、いろいろな刑罰であるとか、あるいは、民事上でいうと、こういった権利が侵害されたということで、損害賠償請求であるとか差止請求が可能な法制度があったりするんですけれども、伝送者のほうでいいますと、刑罰に関して言えば、左にある発信者の刑罰が伝送者、プラットフォーム事業者であるとかそういったところを念頭に置いていますけれども、そういったものに共同正犯であるとか幫助犯が成立するというのであれば、刑罰による対応があり得ますし、あるいは民事法に関して言えば、損害賠償請求、あるいは人格権に基づく差止請求といったところが伝送者にかかっていくこともある。逆に、伝送者が自主的に削除等の対応したことに對して、発信者からの損害賠償請求を免責するという制度も、例えばプロバイダ責任制限法であるとか、そういったところには存在すると認識しております。

最後、「行政処分等による対応」というところで言いますと、これは典型的には、行政機関等がプラットフォーム事業者等に対して削除を要請できると明記している制度というも

のが幾つかございます。例えば、薬機法であるとか、あるいは、法制度とは言えないかもしれないですけども、警察庁の委託を受けて事業を行っておりますインターネット・ホットラインセンターによる違法情報や有害情報の削除要請といったものがあるかと思っております。

そういったものを、2ページ以降に少し詳しく書いておりますので、御参照いただければと思っております。

事務局からは以上となります。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

それでは、この後に構成員の皆様から御質問、御意見をいただければと思います。構成員の皆様、いかがでしょうか。大体10分強ぐらい、お時間を取れるかと思っておりますけれども、今後の進め方について、ぜひ御忌憚のない御意見をいただければと思います。一瞬、森さんのお顔が見えたんですが、よろしく願いいたします。

【森構成員】 すいません、大変失礼しました。お願いしますとDMで事務局に送ってしまったっておりまして、大変失礼しました。

私は質問ですが、最初の資料の大分類1と大分類2のところに、レコメンデーションとターゲットティングの在り方というのが4番目ぐらいにあったと思うんですけども、ありがとうございます、大分類2の4番目、⑧にあったんですけども、これは情報流通の健全性確保の観点から見たとなっているんですけども、そうしますと、レコメンデーションやターゲットティングの基礎となるユーザーデータの収集方法、外部送信等についてのことということもここに入ると考えていいのでしょうか。健全性確保の観点からというので若干気になったんですけども、もちろんそれは、論点としてはWGで扱う論点だと思うんですけども、この大分類2のDに入っているということについて、確認をさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、事務局のほうからお答えお願ひできますでしょうか。

【上原補佐】 事務局でございます。森先生、御理解のとおりでして、ここの「情報流通の健全性確保の観点」という場合の「情報流通の健全性」といいますと、親会のほうで皆様に御議論いただいている「健全性とは何か」といったところ、「基本的な考え方」を踏まえての「健全性」ということになりますので、そちらで御議論いただいているとおり、パーソナルデータの適正な取扱いの在り方であるとか、そういった部分も「健全性」というところ

には入ってくるのではないかという御意見をいただいているところですので、その範囲で考えると、ここにも入り得るとお考えいただいてもよろしいかと考えております。

【森構成員】 分かりました。ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。ほかの構成員の皆様はいかがでしょう。特に今、現段階では御発言の御希望がないと思いますので、また後で、何かお気づきのことがあれば、コメント、御発言いただければと思います。

それでは、一旦、先に進めさせていただきまして、議事の2ですけれども、事務局のほうから、また御説明をお願いいたします。

【上原補佐】 事務局でございます。資料WG18-2-1を御覧ください。

こちらは、先ほどの資料WG18-1-2に記載しておりました、大分類「1. 情報流通の健全性を巡る課題一般への対応の在り方」でいうと、「a. 災害発生時等における情報流通の健全性確保の在り方」、こちらにつきまして、具体的な論点として、どういったものがあり得るのかといった部分を、一度、こちら事前に山本龍彦主査より御指示もいただきまして、できるだけ幅広く、議論のたたき台とできるように事務局のほうで挙げさせていただいたものでございます。

ですので、前回、山本龍彦主査よりも御指摘いただいておりますとおおり、それぞれの論点の間の優先劣後関係といったところも、恐らく考えていく必要があるかと思っておりますけれども、一旦、そういった部分は置いて、全体的に幅広く論点を拾っておりますので、この中から具体的な方策を考える要否も含めて御議論いただきまして、その議論状況に応じて、構成や内容というものは今後、変更、緻密化されていく可能性があるというものでございます。

その前提で、表紙をめくっていただいて、1ページ目ですけれども、まず、1つ目の論点の案として、「情報伝送PFによる災害発生時等に備えた対応の在り方」といったものを挙げさせていただいております。

こちら、どういったものかと申し上げますと、情報伝送プラットフォームがデジタル空間における情報流通の主要な場となっており、とりわけ、災害発生時、災害発生時「等」と申し上げますのは、例えば感染症の流行時であるとか、あるいは、テロの発生時、そういったものも含めておりますけれども、そういった多くの方が正確な情報を求める場面における情報収集・伝達手段としての存在感であるとか、公共的役割というものが高まっているという指摘が親会、ワーキンググループを通じてあったところかと思っております。そう

いった情報流通に関するリスクが高い場面において、公共的役割として、人々にとって必要な、正確な情報を迅速かつ確実に伝送するべく、平時から計画を立てて、災害発生時等には当該計画に従って即応するということを、情報伝送プラットフォームに求める必要性についてどう考えるかという論点を設定させていただいております。

この論点の案として、具体的にさらに細かく言いますと、上記のような計画における具体的な取組として、例えば次のようなものが考えられるがどうかということで、①から④まで例示をさせていただいております。例えば、災害発生時等に特に適用される利用規約、ポリシーガイドライン等を整備する。災害発生時等におけるコンテンツモデレーションに関するルールを整備するであるとか、あるいは、発信者に経済的インセンティブを付与する情報伝送プラットフォームであれば、インセンティブ目当ての偽・誤情報等を含む投稿が流通・拡散することを抑止するために、災害発生時等におけるインセンティブ付与、あるいは収益化停止の基準、特則と言ってもいいかもしれないですけれども、そういったものを設定するといったことをイメージしております。

それから、あるいは、そうやって定めた利用規約等を踏まえた適正な対応を実施するために必要な人員等の体制の整備といったところも一つの案としては考えられるところかと思っております。こちら、臨時的な増員等を行う場合であれば、その必要が生じた時点から増員等を完了するまでのタイムラインを事前に設定することといったところも含まれてくるのかと考えております。

それから、3つ目として、関係機関、行政機関であるとか、あるいはファクトチェック機関といったところとの連絡窓口を明確化した上で、当該窓口を通じた緊密な連携や情報共有を行っていくということも、取組の一つとしては挙げられるのではないかと思います。

それから、こちらは先ほど課題の説明の中でもございましたとおり、既に御意見いただいていたところではございますけれども、信頼できる情報源からの情報の伝送確保ということも、災害発生時には特に重要になってくるのではないかと考えております。

その上で、こういった取組について、どの範囲の情報伝送プラットフォームにこれを求めることが適当であるのかといったあたり、あるいは、その取組の確実な実施や実効性を制度的に担保する必要性について、どう考えるのか、どのように担保するのかといったところも、より具体的な論点としては上がってくるのではないかと考えております。

こちら、後ろのほうに参考資料というものもつけております。特に、①のような、災害発生時等に特に適用される利用規約、ポリシー、ガイドラインといったものに関しまして言え

ば、「参考3」というものが12ページにありますけれども、主要な情報伝送プラットフォームの現行の利用規約の中でも、災害発生時等に適用され得るものがあるのではないかと考えておりますので、その参考までに、こちら、13ページ、14ページに少し上げております。

こちら、ヒアリングにお越しいただいた事業者の皆様もおっしゃっていましたが、一般的な偽・誤情報関連の利用規約といったものが災害発生時にも適用されることが基本的にはあると思われまじ、あるいは、それに加えてプラスで、特に災害発生時等に適用される利用規約というものを整備されている事業者もいると、ヒアリングでも伺っておりますし、公開資料ベースでも、そういったものが公開されているという状況でございます。

冒頭のほうに戻りまして、今、御説明したのが論点1という形になっておりますが、論点2として、「災害発生時等におけるマルチステークホルダーによる連携・協力の在り方」というものも論点として、従前の御意見を踏まえると挙げられるのではないかと考えております。

こちら、災害発生時や感染症流行時等の情報流通に関するリスクが高い場面におけるマルチステークホルダーによる連携・協力の重要性が指摘されているという中で、具体的にどのような連携・協力が必要になってくるのかというところが一つの論点として挙げられるのではないかと考えております。連携・協力、いろいろある中で、特に災害発生時等における連携・協力という意味で言うと、例えば、情報の収集・分析・活用、例えばファクトチェック結果に基づいて、偽・誤情報の発信源・拡散主体の情報を収集・分析して、関係者間で共有・活用するであるとか、特にこちらは親会のほうでヒアリングをさせていただいた広告関係の団体の皆様からも挙げられていたところかと思っておりますけれども、広告関係事業者や団体との間で情報共有することによって、発信源に対する広告の出稿停止措置といったものが可能になるのではないかとあるとか、あるいは、botアカウントを検出して、その情報を共有することによって、より効率的に対応することができるのではないかとといったところも挙げられていたところかと思っております。

また、こちらで収集・分析した情報を、さらに、例えば情報伝送プラットフォームに対する協力・対応の要請に活用するといったこと。「協力・対応」というのは、具体的に言うと、例えばコンテンツモデレーションであるとか、そういったものを申請するといったことも連携・協力の具体例としては挙げられるのではないかと考えております。

こういった連携・協力ですけれども、連携・協力への参加主体をどう考えるのかであると

か、あるいは、こういった連携・協力に向けた制度的な枠組みを整備する必要性であるとか、そこに政府・地方自治体がどの程度関与していくべきなのか、こういった関与の在り方があるのかといったところもより具体的な論点としては挙げられると思いますし、さらに具体的な論点としては、そういった連携・協力のための場、制度的な枠組みとして設けるものもあれば、そうでないものもあり得ると思いますけれども、いずれにしても、具体的に連携・協力の目的に向けた実効性を上げていくために、詳細をどのように詰めていくべきなのかという意味での具体的な在り方について、どう考えるのかといったところも問題になってくるのではないかと考えております。

この辺りは、実は災害発生時等における連携・協力の在り方という論点で言いますと、この1ページに収まっているんですけども、実際には参加主体がどういうふうになり得るのかであるとか、制度的な枠組みをどういうふうに整備する必要があるのか、ないのかといったあたり自体が、大きな論点としては上がってこようかと思っておりますので、そういった部分を含めた、一般的な、災害発生時にとどまらないマルチステークホルダーによる連携・協力の在り方というものも別途、論点として、資料を用意しております、そちらが冒頭の資料WG18-1-2で言いますと、大分類「1.」の「b.」に当たります「マルチステークホルダーによる連携・協力の在り方」というところになってまいります。こちらもお時間の中で少し説明させていただければと思っております。

大分類「1.」の小分類「b.」、「マルチステークホルダーによる連携・協力の在り方」に関連する論点を、同様に幅広く挙げた上で、それぞれ取捨選択しながら議論いただくことを想定している資料としては、資料WG18-2-2というものがそれに当たります。こちら、御覧いただきますと、こちら先ほど申し上げたとおり、資料WG18-2-1と同様、議論のたたき台として、論点となり得る事項を幅広くに列挙したものであります。こちら、表紙をめくって1ページ目以降、論点は全部で4つほど、大きな論点としては挙げております。

まず、1つ目は、先ほどの災害発生時等に照らして言えば、災害発生時等の情報収集・分析・活用であるとか、あるいは、それを活かした情報伝送プラットフォームに対する協力・対応の要請といったものを挙げさせていただきましたけれども、まず、そもそも連携・協力の目的としてこういったものがあり得るのか、どういう目的で連携・協力するのかといったところを議論いただく必要があろうかと思っております。

災害発生時等に限らず、広く連携・協力というものを捉えると、その目的というのとはかな

りいろいろあり得るのではないかと考えております。一旦、政府や地方自治体の関与というものを置いておいて、民産学のステークホルダーの間で、こういったデジタル空間における情報流通の健全性の確保に向けたガバナンスの在り方等について、安定的かつ継続的に議論・検討をし、その結果に基づく取組を推進するという観点で見たときに、どういった連携・協力が考えられるかという点、ここに挙げられたものだけではないと思いますが、8個ほど例示をさせていただいております。

こちらは、今までの親会であるとかワーキンググループでの皆様の御意見も踏まえまして、こういった8個挙げておるんですけれども、まずは、例えば①情報交換、やはり偽・誤情報の流通・拡散の実態や傾向、対策に向けた取組、技術動向等の情報を交換することでありますとか、あるいは、これ災害のところでも先ほど少し触れましたけれども、②情報の収集・分析・活用といったところにつなげていく。こちらは親会で、1月に後藤構成員から御発表いただいたような、サイバーセキュリティ対策に関する、いわゆるNOTICEの取組、IoT機器の調査及び利用者への注意喚起の取組といったものも、連携・協力という枠組みで考えると、②に当たるような取組であると理解しておりますので、そういったサイバーセキュリティ分野における同様の取組も参考にしながら、こういう連携・協力の枠組みということを考えていってはいかがかと考えております。

他方、ほかの目的としては、例えば③ステークホルダー間のパートナーシップの確立、例えば、情報伝送プラットフォームとファクトチェック機関がパートナーシップを結ぶということによって、情報伝送プラットフォームにおいてファクトチェック結果を実効的に活用することができるといったこともあり得ると思われまして、あるいは、4番目に挙げているように、健全性確保に向けた取組等に関する協議というものも、連携・協力の目的としてはあるのではないかと考えております。デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた各社の役割、取組、協力関係等に関する協議を実施するということになるかと思いません。

さらに、その協議を踏まえて、⑤ガイドラインや行動規範の策定・推進を行うということも一つの目的としては、あり得るかと思っております。こちらは、ワーキンググループの第8回で、山本健人構成員より御発表いただいたような、EUの行動規範の事例といいますが、御説明いただいたとおり、官民を含む多様なマルチステークホルダーによる策定・推進の具体例として挙げられるのではないかと考えております。

それから、情報流通の健全性に対する影響の予測・分析等というものを6番目に挙げてお

りますけれども、こちらは、例えば情報伝送プラットフォームのサービスが情報流通の健全性に与える影響について予測・分析、あるいは、その結果の共有・公表といったところを、こういったマルチステークホルダーの役割の中で、枠組みの中で行っていくということがあり得るのではないかと考えております。

それから、⑦こういった④から⑥あたりの取組等を通じて、情報伝送プラットフォームに対してコンテンツモデレーション等の対応を要請するといった協力・対応の要請、こちらは災害発生時等の論点のところでも少し挙げましたが、そういったことも考えられるかと考えております。

最後に挙げたのが⑧政府に対する意見陳述・政策提言。同種の枠組みでもこういった政府に対する意見陳述、政策提言というものを役割の一つに与えているものもございまして、そういったものも挙げられるのではないかと考えております。

以上、雑駁にいろいろな目的を上げさせていただきましたけれども、恐らくこれらの目的全てを一つの枠組みの中で実現するというよりは、参加主体、あるいは制度的な枠組みを整備する必要があるのかどうかといったところも目的ごとによって変わってくるのではないかと考えられますので、それぞれの目的に適した主体であるとか、あるいは制度によって枠組みを整備するのかもしれないのかといったあたりも、個々に議論いただくという必要があるのではないかと考えております。

参加主体、あるいは制度的な枠組みを整備するかどうかといった辺りを次の論点2・論点3といったところで、資料上も挙げさせていただいております。

まず、論点2のところは「連携・協力の主体」という形で、デジタル空間における情報流通に関わる、まずは民産学のステークホルダーとしては、例えばここに挙げたようなもの、これはいわゆる親会、検討会のほうで挙げさせていただいております、各ステークホルダーの役割・責務といったものを議論いただいておりますけれども、そこに出てくるような主体をイメージしております。

このように、デジタル空間における情報流通に関しては、かなり多様なステークホルダーがいると考えられるところ、論点1で先ほどお示ししたような目的、あるいはほかにもいろいろな目的があるかと思っておりますけれども、そういった目的をそれぞれ達成するためには、どの範囲の主体による連携・協力が必要になってくるのかといった辺りを議論いただく必要があるのではないかと考えております。

それから、論点3としましては、連携・協力の枠組みであるとか、それに対する政府の関

与の在り方といったところも御議論いただく必要があるのではないかと考えております。

連携・協力の枠組みの在り方については、例えば関係者の自主的な取組として、アドホックな連携・協力を積み重ねていくということがあり得ようと思いますが、一方で、協議会、その他の協議の場に関する制度的な枠組みを整備するというのも他方では考えられるところかと思えます。それで、どう考えることが適当かというところを設定させていただいております。

それから、参加ステークホルダー間の調整や協議の場の基本的な制度設計については、政府・地方自治体に期待するべきではないかといった御意見が親会、ワーキンググループ通じてございましたけれども、政府・地方自治体というのが連携・協力の場というところにどの程度、関与していくことが適当なのかということも大きな論点になろうかと考えております。

これらについては、例えばこちらの3ページ目に示したような類型があり得るのではないかと考えております。例えば、3つに分けておりますけれども、もっといろいろな類型があるのかもしれないですけれども、まず、法的位置づけのない民間主導の連携・協力枠組みというものがあります。こちらは政府の関与の在り方としては、静観するだけということもあれば、例えばオブザーバーとして入る、あるいは、参加主体として積極的に入ってしまうということもありますし、いろいろな関与の仕方はあると思えますけれども、こういった特段的な位置づけがない民間主導の連携・協力の枠組みというものも当然あるところでございます。

具体例としては、こちらに挙げておりますとおり、例えば国際大学GLOCOMさんとグーグル様の連携として研究を進めております、Innovation Nipponであるとか、あるいは、Disinformation対策フォーラム、あるいは放送分野でございまして、放送倫理・番組向上機構であるとか、あとは、こちらクレジットカードの文脈ですけれども、クレジットカード・セキュリティ官民対策会議というものも経済産業省主導で行われているところでございます。ほかにも、これはかなり多数、無数にある枠組みではないかと思えますので、いろいろとあるというところでございます。

こういったものは活動の自由度が高い、つまり制度的に何か枠組みができていないので、活動の自由度が高いというメリットがある反面で、公開される情報の機密性の確保であるとか、あるいは、個人情報についてどうやって自由にやり取りをするのかであるとか、あとは活動の安定性・継続性の確保といったところが課題として上がってくるのでは

ないかと考えております。

そして、2つ目としては、法的位置づけを民間主導の連携・協力枠組みに持たせているという例もあろうかと思えます。枠組み自体は民間主導だけれども、法律上、それがどういった権限を持って、責務を持つのかといったところが明記されているといったものでして、こちらもそれなりの数があろうかと思えますが、例えば、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会、こちらは電気通信事業法に根拠がある民間の団体ということになります。現状、一般社団法人ICT-ISACというところが認定されているものであろうと思えます。あるいは、認定匿名加工医療情報作成事業者、こちらは、いわゆる次世代医療基盤法に基づいて認定されているものでして、現在3者が認定されていると理解しております。

こういったもの、特に交換する情報を共有することを目的に、ある程度つくられている、こういった②に当たる枠組みというものもあろうかと思えますが、そういった場合には交換される情報の機密性を制度的に担保したり、あるいは、先ほど申し上げたような個人情報保護法上の制約であるとか、そういった法的制約を回避するということが可能になってこようかと思えます。

一方で、枠組み自体は民間主導というところになっていきますので、その安定性・継続性の確保であったり、必要なステークホルダーが網羅的かつ継続的に参加するためには、こういったインセンティブ設計があり得るのかといったところを考えていく必要があろうかと思えます。

最後、法律に基づき設置された協議会等というものもあります。こちらは政府が構成員として主体的に参加することが多いかと思えますけれども、例えば取引デジタルプラットフォーム官民協議会、こちらは取引デジタルプラットフォーム消費者保護法に基づき設置されているものですし、あるいは、サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ協議会、それから、これらは設置自体は努力義務であったり任意であったりするものですが、配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会というものであったり、あるいは、孤独・孤立対策推進法に基づく孤独・孤立対策地域協議会といったものもあろうかと思えます。

こういったものは情報の機密性を制度的に担保したり、個人情報保護法上の制約を回避するといったことは②と同様、可能になってきますし、あるいは、ある程度必要なステークホルダーの参加を制度的に担保するということが②よりは可能になってくるというところかと思えますが、他方で、そうやってある程度、制度的に参加することを求められるステー

クホルダーには、当然ながら負担になってくるというところがあるかと思しますので、その辺りのバランスをどう考えるかといったところが論点としてはあるのではないかと考えております。

最後、そういった制度的な枠組みを整備するのもしないのか、それぞれについて、例えば制度的な枠組みは整備せずにアドホックにやるということであれば、連携・協力関係の安定性・継続性、あるいは交換される情報の機密性というのをどういうふうに担保していくべきなのか、また、連携・協力関係の下で実施する取組の実効性をどう担保するのかというところが論点になろうかと思ひますし、逆に制度的な枠組みを整備するということになった場合には、論点1で検討した目的を達成するためには、制度上、協議の場というものにどういう役割・権限等を持たせるべきかといったあたり、あるいは連携・協力に必要な情報やデータというものを相互に提供し合う情報交換の場と位置づける場合には、その情報・データに含まれる個人情報や機密情報の適正な取扱いというのをどういうふうに担保するのかといった具体的な制度設計というものが論点になってこようかと思ひます。

論点としては、以上なんですけれども、後ろにつけております参考資料につきましては、特に「参考1」のところで、以前、野村総合研究所様から、このワーキンググループでも発表していただきましたけれども、海外においてそういったマルチステークホルダーが連携・協力をしている枠組みの例というものが恐らく議論の参考になるのではないかと思っております。

具体的に申し上げますと、山本健人構成員からも御説明がありましたけれども、例えばEUにおける行動規範の策定・執行のプロセスというものは、マルチステークホルダーが関与しながら実効性を担保しようとしているというものでございますし、同様の行動規範という意味でいうと、例えばオーストラリアであるとかニュージーランドにもそれぞれ行動規範をつくる動きがあるということは、野村総合研究所様から御説明いただいたところかと思ひます。それぞれ特徴があるということも御説明いただいたところでして、例えばEUであれば、事務局機能については政府が担い、政府が直接行動規範を監督するということがありますけれども、他方でニュージーランドは民間が事務局をし、業界団体による執行を政府が監督委員会の一構成員として監督するといった形で政府が関与しているということもあろうかと思ひます。なので、政府が関与する程度でいえばEUはかなり大きいけれども、ニュージーランドはかなり小さめであって、その中間ぐらいにオーストラリアがあるといった御説明があったところかと思ひます。

この辺り、あるいは、次のページには、イギリスのオンライン安全法に基づくアドバイザー委員会というものも紹介いただいたところかと思いますが、こちらも官民含めたマルチステークホルダーによる連携の場の一つではないかと思っておりますので、こういった海外の事例も踏まえながら、連携・協力の在り方、目的、主体、あるいは制度的な枠組みの要否といったところを議論いただくことが肝要ではないかと考えておるところでございます。

事務局からは以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

事務局のほうから御説明がありましたとおりで、今挙げさせていただきました論点というのは議論のたたき台となるように、幅広く挙げていただくということをお願いしたものです。これらの論点全てについて同じ密度で議論した上で、何らかの具体的な方策につながるということよりも、それぞれの論点の間の優劣、優先劣後の関係ですとか、具体的な方策の要否を含めて御議論いただいて、その状況に応じて構成や内容を変更したり、あるいは緻密化したりという形で議論していくことを想定しております。

特に、後半で御説明いただいたマルチステークホルダーによる連携・協力の在り方につきましては、いろいろと連携・協力の目的を上げていただきましたけれども、誰が連携・協力の主体として参加すべきなのかであったりですとか、制度的な枠組みを整備すべきなのかどうか、さらに政府や自治体がどの程度関与すべきなのかといった点は、目的ごとに異なるだろうと思えますし、やはり表現の自由との関係で慎重な議論が必要なところだろうとも思えます。

連携・協力の目的は、まさに今、御説明いただいたような災害発生時における情報収集、分析、活用といったほかの方策の実現に向けたエンフォースメントの在り方に関わる部分ですので、例えば、偽、誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方などの、次回以降に御議論いただく論点も含めて、ほかの方策に関する御議論を踏まえてからでなければ、なかなかどういう連携・協力が妥当なのかという具体的な検討は難しい要素もあるように思います。

そこで、もちろん後半のマルチステークホルダーの連携・協力の在り方についても議論、コメントがあればぜひと思えますけれども、まずは災害発生時における情報流通の健全性確保の在り方について、中心的に御議論いただくべきかなとも思えます。

ただ、今お話をしたように、マルチステークホルダーによる連携・協力の在り方につきましても、次回以降も具体的な取組に対応する連携の在り方について具体的に議論いたしま

すけれども、御意見があれば、本日、承れればと思います。まずは、後半については頭出し的な要素が強いのかなと思います。

以上、踏まえまして、ただいまの御説明への御質問や御意見をいただければと思います。御意見、御質問のある方はチャットで御発言、御希望の旨を御連絡ください。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、森さんよろしく願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。重要なテーマだと思います。

私はその前提部分について申し上げたいなと思っていまして、資料としては、表題は災害発生時等における情報流通の健全性確保の在り方に関する主な論点で、論点1として、災害発生時等に備えた情報伝送プラットフォームによる即応計画等の在り方ということで、情報伝送プラットフォームにフォーカスをしていただいているという点で、適切な論点設定だと思います。繰り返し申し上げておりますけれども、プラットフォーム的な空間に対する関与、この政府の検討会、今、我々がやっている政府の検討会を通じた介入と、それ以外の一般的な空間における、プラットフォーム以外のところにおける表現行為、情報発信行為に対する政府の介入というのは当然違ってくるべきであって、プラットフォーム空間においては、アテンションエコノミーの原理による様々な情報が発信されているということから特に介入が必要であると。それ以外のところは必ずしもそうではないということかなと思いますので、そこは一つ押さえておくべきポイントかなと思っております。

もう一つなんですけれども、これは論点1、論点2、通じてなんですけど、災害発生時等におけるということ、場面を限定していただいているんですけど、これももう少ししっかり考えておいたほうがいいんじゃないかなと思っていまして、災害発生時等ということ、論点1も論点2も、冒頭を拝見しますと災害発生時、感染症流行時、テロ発生時ということ、多くの人が正確な情報を求める場面ということ、これはそのとおりだろうと思うんですけども、緊急事態です。したがって、表現行為に対する、情報発信に対する介入が当然生じますということなんですけれども、漫然と緊急事態の場合にはとってしまうとよろしくなくて、例えば緊急事態であっても様々な情報発信というのはあり得るわけで、例えば、感染症流行時における政府の対応に関する言説みたいなものというのは、いろいろな意見があっただけでいいでしょうし、さらに言うと、テロ発生時まで言っているんですけども、もっと国家間紛争、戦争時みたいになったときに、そのような国家間紛争、戦争に関する様々な意見というのはあっただけでいいかなと思いますので、あっただけでいいかなというの、ほい

ほいモデレーションしていいわけじゃないということなんですけれども、そうだとしますと、災害発生時等というのは、時間的な縛りとしては災害発生時等、災害発生時、感染症、テロ、戦争みたいなことなんです、その対象となる情報は、人々の生命、身体の安全に直接関わるようなもの、分かりやすく言うと、そこまで絞っていいのかどうかという話があると思いますけれども、分かりやすく言うと、そういう情報を対象にする。

つまり、多くの人々が正確な情報を求めるといっても、様々なレイヤーの情報があるわけですし、そこには政府の対応に関する意見みたいなこともあれば、どこだったら安全かとか、どういう薬だったら安全かみたいな、そういう生命、身体の安全にとって必須の情報もあるわけですので、そういう縛りを持っていたほうがこの話はいいのかなと。災害発生時等ということなんですけれども、実はタイミング的にはこういう制限があって、それ以外にも対象情報としてはこういう制限がありますぐらいの2段階で言っておいたほうがいいのかなと。どさくさ紛れじゃないんですけれども、災害発生時に様々な言論統制が行われるわけですが、そこに対する過剰な統制への備えとして、そういうものを持っておいたほうがいいのではないかと思います。以上です。

【山本（龍）主査】 大変重要な御指摘をいただいたと思います。後でまた、この点、ほかの方からも御意見があるかもしれませんので、議論をしたいと思います。

それでは、まず、水谷さんからよろしくお願いいたします。

【水谷構成員】 よろしくお願いたします。私からは、災害時とマルチステークホルダー一両方の論点にまたがる部分ですけど、透明性について、質問というか意見を述べさせていただきます。

まず災害時の方で、③関係機関との連携窓口とか緊密な連携情報共有という点があるわけなんですけれども、一概に全てを、丸々オープンにしろという話ではないですが、コンテンツの管理にそれこそ関わってくる部分に政府が一定程度は関与するということになると思いますので、それを外部から可視化できるようにしておく、あるいは、事後的に検証を可能にしておくということ自体が必要不可欠だと思います。

また今回の論点として、目的によっても必要となる透明化の度合いは違うと思います。例えば、マルチステークホルダーによる連携の場合に、特に情報交換とかの場合は、今日のお話の中にも情報の機密性の話がありましたし、こういう部分は丸々オープンにするわけにいかないというのは当然として、目的によって違いはあれど、一定程度、透明性を確保しておくということは、取組自体の信頼性とか、あるいはそこからプラットフォームがモデレー

ションに入っていくときの信頼性というものを確保する上で非常に重要になってくると思
いました。ですので、今後、透明性に関しても、目的に応じて、それぞれこの程度は透明度
が必要だよねというようなことも含めて議論していければいいのではないかなと思いまし
た。私からは以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。この点も非常に重要かと思えます。

それでは、山本健人さんお願いします。

【山本（健）構成員】 北九州市立大学の山本です。私は災害発生時のところについて、
恐らく森先生の話と少し関連すると思いますが、1点コメントです。災害発生時に、ある種
の特別な対応を求めるといふときの対応は通常時と質的に変わるのか、単に量的な問題が
発生するので量的に対応できるようにするという事なのか、その辺りの整理が必要では
ないかと思っています。というのは、偽・誤情報に対するモデレーションの必要性とか要求
みたいなのは、恐らく通常時でも必要に応じてやってくださいということになる場合も
ありうると思うからです。災害時というときに何を求めるのかという点については、議論
を詰めておいたほうがいいのかと思いました。

取り急ぎ以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、生貝さんお願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。手短かに、災害対策のところについて2点と、あ
とマルチステークホルダーの資料について、簡単に3点なんですけれども、まず、一つは、
こちらの災害発生時の対応というところで、今のお話とも少し関わるかもしれないんです
が、そのときに特に必要な、例えば研究者なり政府なりへのデータ提供といったこととい
うのは、平時からの計画というものに含めておいても良いのかなと思いました。

突然大変なことが起こったときに、果たして何が起こっていて、そしてそれにどうい
う対応しているのかということが、研究者へのデータ提供だけではなく、まさにしっかりと情報
公開をしていただく、あるいは限定的な形でも提供していただく、そのような透明性の確保
というものをどうするかというのが一つ、重要かと思ったのが1点であります。

それから、2点目として、まさに何が危機で、そしてどのように範囲設定をするかとい
うのが大変重要であるといったときに、資料の5ページのところで、まさにデジタルサー
ビス法について、危機対応の勧告というものを、これデジタルサービス会議という各国のデジ
タルサービスコーディネーターと欧州委員会が協議をした上で決定することに関する、かな
りいろいろな厳密なプロセスというのが定められているわけですね。果たして、これを危

機だと決定する手続というものを誰がどこで行うのかといったような仕組みづくり、そして、その危機の程度というのは果たしてどのくらいだからこういう対応が必要なのだったようなことを、まさしくマルチステークホルダーで考えて決定することができるプロセスをどう考えるかというのが大変重要なのかなと思いました。事前に正確に絞った形で定義しておくのは、これ法律では絶対に無理な部分というのが出てくるので、というのが2つ目です。

それから、できるだけ手短になんですけど、マルチステークホルダーの資料について、18-2-2のほうです。3点なんですけど、まず、1つの1ページ目、次のところについて、これは先ほどの水谷先生のおっしゃっていたところとも関わるんですけども、マルチステークホルダーは何を目的にするかということ、基本的に最も高いレベルにあることって様々なステークホルダーに影響を与える重要な決定プロセスに関して、その影響を受ける様々なステークホルダーが参加することができる透明性や民主的正統性のようなものを確保していくためにマルチステークホルダープロセスというのは使われるのかなと思います。でありますので、その決定って例えばガイドラインの策定、プラットフォーム事業者様という一番重要な決定を行う人たちの行動をどのように決めるのかといったこと、そして、その運用というものに対して、果たして誰がどのように意見を言うことができるのか。決定に対する関与、多様なステークホルダーの関与というところを少し強調されてもよいのかなと思ったのが1点目であります。

それから、2点目といたしまして、次の3ページのところであります。このところ、政府の関与もいろいろあるんですけども、これ段階的に考えておいたほうがよいかなと思います。基本的に何か決定をしていただく必要があるんです、行動規範をつくってもらったり。そのほかの自主的な取組の話合いの中で決まればそれで良い。それに政府がお墨つきを与えるといったような事後的な関与の方法もある。だけれど、やらないといけないことが国民の取組のお話合いの中で決定できなかつたら、それは別途、政府が決定をするといったような安全装置というのは持っているようにするという考え方が一つは重要な論点としてあり得るのだろうと。

例えばデジタルサービス法の行動規範って、あれば、基本的にマルチステークホルダーで話し合って行動規範が決まって、それに参加する事業者さんたちがいれば、それでうまく回っていくけれど、それがうまくできなかつたら、それはデジタルサービス法に基づいて、欧州委員会なりが持っている権限に基づいて、彼ら自身、政府が判断するといった立てつけに

なっている。段階的な形で、一つの制度枠組みの中でも政府関与というものを考える必要があるんだろうというのが2点目。

そして最後に、次の4ページ、これはもう先ほども出てきたとおりですけど、これ機密性とおっしゃっていますけど、マルチステークホルダー同士の話し合いってどうしても透明性の欠如のほうが常に問題になりますので、ぜひ透明性の確保ということも併せて検討課題に入れていただけるとよいかと思います。

長くなりまして、申し訳ありません。以上です。

【山本(龍) 主査】 ありがとうございます。それでは、曾我部さんお願いいたします。

【曾我部構成員】 曾我部です。山本健人先生、それから森先生がおっしゃったこととも関わるのですが、最初の災害等の対策の話です。要は災害発生時における偽情報対策を特出しすることの理由とといいますか、位置づけというところを整理しないとイケないと思います。ひいては、要するに偽情報がいかなる問題をはらんでいて、こういう問題をはらんでいるので、こういう対策が必要だという総論的な部分は、私が欠席しがちなので議論されたのかもしれませんが、そこは最終取りまとめにおいては、しっかりと考え方を整理する必要があると、とりわけ欧米では災害発生時の偽情報というよりは、民主主義との関係で問題視されているわけですので、それをなぜ、この場では軸に据えていないのかとか、そういうところ、考え方を整理する必要があるのかなと感じましたというのが1点目です。

もう1点は、マルチステークホルダーの話ですけども、日本でのマルチステークホルダーの議論は、語弊を恐れずに言うと、いろいろなものを覆い隠すようなマジックワードとして使われている傾向があるなと思っていて、マルチステークホルダープロセスを経ると、魔法のようにいろいろな解決が出てくるわけでは全くないと思われまます。その点を生貝先生に御指摘いただいたんだと思いますが、少なくともいろいろな要所要所は法律で義務づけをしないときちんと機能しないでしょうし、一番最悪のパターンとしては、事業者がこれは協議を経たのだから、この程度でいいんだという、ある種の免罪符として使われる恐れすら、最悪の場合はあるのかなと思います。ですので、マルチステークホルダー方式でもいいのですが、それが真に狙いを実現するためには、必要な義務づけであったり、体制が必要だろうと思います。

例えば、そもそも参加を義務づけるというようなところも場合によっては一定の範囲で必要でしょうし、情報提供、情報公開に関しても、きちんと情報を出させる必要があるだろうと思います。

それから、出された情報について分析する能力というのがかなり前提にされているようですけれども、これは、実は多分日本では大分欠けているところで、それこそ、鳥海先生あたりが孤軍奮闘されているという言い過ぎですけれども、そういう状況であると。

サイバーセキュリティのアナロジーが先ほどありましたけれども、サイバーセキュリティではN I C Tというのが役割を果たしているわけですよね。それと同様に、情報の分析についても体制をしっかり立てるということが必要だろうと思います。

それからマルチステークホルダー協議で、決まったことをきちんと明文化して、エンフォースメントをどう図るかということも考えておかないといけないと思います。現状の取引プラットフォーム透明化法などでは、マルチステークホルダーで協議をして、それを参酌して事業者がしかるべくやるということになっているわけですけれども、その程度のことでいいのかということも考える必要があるのかなと思います。

ということで、大分先走った話かもしれませんが、私からは以上です。ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。ほかの構成員の方はいかがでしょうか。今の論点ですけれども、大体、4時半ぐらいまではまだ十分議論ができるかと思しますので、ぜひよろしくをお願いします。

いろいろと御意見が出たところもあると思いますので、ほかの構成員の方のこの部分について、もう少し詳しく話が聞きたいとかそういうことがあればぜひと思いますけど、いかがでしょうか。

私のほうから議論を少し整理させていただきますと、今回、災害時という切り出し方をしているわけですけれども、先ほど森さんからもお話があったとおり、場面というものをどう限定していくのかということも非常に重要だろうと思います。やはり我々が考えなければいけないのは、まさに森さんの御指摘の中に含まれていたかと思いますが、どさくさに紛れて、特に国家が言論統制というものを行っていくということを最も警戒しなければいけないリスクということだと思いますので、そういった特別な状況、例外的な状況というのが恣意的に使われないように考えていかなければいけないというのはそのとおりだろうと思います。

そういう意味で、その場면을どういうふうに切り出すのか、あるいは場面の切り出しについても、なぜその場면을切り出すのか、これは曾我部さん、あるいは山本健人さんからも同様の御指摘があったかと思えますけれども、ある種の立法事実と申しますか、そういったと

ころ、また、災害時というのを特出しすることの理由についても、少し議論を深める必要があるのではないかという御指摘があったかと思います。

それから、森さんからは、対象となる情報についても縛りをかけていくべきなのではないかという御指摘があったところかと思います。この点も、先ほどの最大のリスク、すなわち国家による情報統制、気に入らない言説をどさくさに紛れて統制していくという、例外だからこそ、むしろ多様な情報が流れていくということも、また同時に必要だと思しますので、そういった対象となる情報というものをどう限定していくのかという問題、それから、私の記憶だと、どこかの国ではこういった例外時というものがまさに乱用されないように、こういった時間の縛りというんですか、そういったことを検討していたと記憶しておりますので、いつ開始され、いつ終わるのかの決定についてのデュープロセスをどういうふう考えていくのかということも重要だろうと感じました。

それから、政府とプラットフォームという2つの非常に大きな権力と申しますか、そういったものが結びつくという場面でもありますので、その両者が変な形で結びつく、非常に不透明な形で結びついていくということも警戒しなければいけないという点では、透明性が非常に重要だという御指摘も、これは水谷さんからもあったかと思ひますし、それから生貝さんからもあったかと思ひます。

ほかにもいろいろあったかと思ひますが、山本健人さんから、平時と緊急時との違いがどこにあるのかという話があったかと思ひます。これも非常に重要なところで、何を上乗せしていくのかと。一つポイントになるのはプロミネントなのかなと感じましたけれども、要はマイナスのコンテンツモデレーションについては、問題のある、特に偽、誤情報で一定のものについては、平時においても取り組む必要性があるかと思ひますけれども、特にこういった災害時について、情報を積極的に求めるというプラスの側面が出てくる。それに対してどう答えるのかというところが一つポイントになるのかなと伺っていて感じたところです。

すいません、私なりにこれまでの議論を整理いたしましたけれども、この点、さらに深めていければと思ひますので、この点ではなくても構いませんが、また、曾我部さん、すいません、よろしくお願ひいたします。

【曾我部構成員】 どうもありがとうございます。今の御発言、おまとめ、どうもありがとうございます。

1つは、災害発生時等での体制の強化が言論統制に結びつくリスクということに関しては、1つは、まず、それを懸念するのであれば、削除するようなモデレーションというより

はプロミネンスを重視するという方向性は一つあるのかなと。それでいうと、今の画面でいうと、③、④のあたりに一つ、力点を置いて考えるということがあるのかなとは思いますが。

ただ他方で、削除する方向でのモデレーション、削除でも非表示でも優先順位を下げるでもいいんですけども、とにかく抑制していくようなモデレーションに関しては、これまでの検討会、あるいはワーキングの議論でも、内容そのものを見て削除しているわけじゃなくて、情報流通のパターン、要するに、インプ稼ぎみたいなものはある程度パターンで分かるというようなことがあったので、そういう観点でモデレーションしていくということであれば、言論統制というのとは少し局面が変わってくるんじゃないかなと思います。

もう少しそれを広げて申し上げると、コンテンツモデレーションに関する議論では、モデレーションする、あるいは政府が介入すると即言論統制だみたいになってしまうと、すぐ思考停止に陥ってしまう部分もあって、もう少し介入の内実を立ち入って分析した上で関わり方というものを考えていく必要があるのかなと思いました。

ということで、差し当たり以上です。

【山本（龍） 主査】 ありがとうございます。確かに、抑制の方法ということと、それから何かをプロミネントにしていく、流通を促進するというんですか、必要な情報というものをしっかり届けていくという側面の2つの側面があって、私も、先ほど山本健人さんの御質問に対する一つの考え方、アプローチとしてはプロミネントの必要性が高まっていくのかなと、こういう指摘をしましたがけれども、曾我部さんの今のコメントについても、そのようなアプローチはあり得るのではないかということだったかと思います。

それから抑制についても、内容規制のような形で規制していくということではなくて、これは一定のもの、特に科学的なエビデンスが取れるものについては別論かもしれませんが、流通の在り方、これは広告のシステムとの連動ということにもなるのかもしれませんが、流通の在り方に着目をした形での、特に削除以外のモデレーションも含めた考え方というのがあるのではないかという御指摘をいただいたかと思います。

それから、国家の関与の在り方についても、粒度をしっかり細かく議論していく必要があるのだということは、これまた非常に重要で、森さんからも最初に御指摘があったところにも関係してくる。特に今回は、とりわけ、情報空間への関与といっても、情報伝送プラットフォームに対して、どのような規律を検討していくのかということになるわけですので、この辺も粒度を高めて議論していかないといけない。大ざっぱな議論をある種、裂け目にして、様々問題のあるようなリスクが出てくるのではないかなと思いますので、この点も非常に

重要な御指摘だったかと思えます。

今の曾我部さんの御発言を踏まえて、あるいは、先ほど私の拙いまとめと申しますか、要約を踏まえて、何かまた追加があればぜひと思えますけれども、いかがでしょうか。

私のほうから森さんに最初に御発言いただいて、今ざっといろいろな御議論をお聞きになった感想と申しますか、もし御発言あればと思えますけれども、いかがでしょうか。非常に大きな問題提起を最初にさせていただいたので。

【森構成員】 ありがとうございます。私も申し上げたいところがあるなと思っておりましたが、まず、私は言論統制に対して警戒をしているわけですので、曾我部先生のお話に対して、お返事をさせていただきますと、内容の問題というはあるかなと思っていて、それで生命、身体の安全に直接関わるようなものと内容的ジャンルで縛れないかなと思っただけでございます。プロミネンスのほうはもちろん、特に政治的な言説みたいなことに関してはあれなのかもしれませんが、でも生命、身体に直接関わるということだと、モデレーション削除という方法もあるのかなというのが一つです。

そして、もう一つはインプ稼ぎということなんですけれども、もちろん自然災害とか感染症だとインプ稼ぎみたいなものがめちゃくちゃ横行して困ったねということだと思うんですけども、テロとか戦時だと、それはインプ稼ぎで来るわけじゃないパターンもあると思うんです。イデオロギーだとか、場合によっては社会的な亀裂というか、そういう対立を強調する人たちであったりとか、別にお金もうけじゃなくて、それが正しいと思ってやっても、誰かに対して攻撃的になったりとか、そういうような場面というのはあり得るので、必ずしも非収益化みたいなことだけで全部対応できるかという、特に政治の絡む緊急事態においてはそうじゃないんじゃないかなという気がいたしますので、内容も考えないといけないのかなと。そして、それは特に限定的に考えるということです。そういうことが必要なんじゃないかと思えますので、私としては、思考停止しているつもりはないんですけども、先ほど山本先生が言われたように、国家とプラットフォームが手を取って言論統制の機能を果たす作用を果たすような場面では、そこは慎重になったほうがいいんだろうと思えます。

そして、一連のこういう緊急事態が起きましたと。先ほど、山本先生から時限法みたいな時間設定もあるよみたいなお話がありました、これも非常に有効だと思いますけども、それで終わりましたと、危機が去りましたと。災害が去り、感染症が去りというときに、事後検証ということをしっかりやっていただいて、果たしてどうだったのかということを確認

する仕組み、検証する仕組みというのも、これまたマルチステークホルダーなり何なりでやっていただいたほうがいいんだと思うんです。緊急事態にいろいろな提案があって、それはよかれと思ってということもあるわけですが、それが結果的にどうだったのかというような評価というものも重要だと思います。何となく記憶に残っているのは、政府からコロナ対策に関連して日本のプラットフォーム、LINEヤフー、当時はヤフーだったですか、位置情報の提供要請があって、それに対してプラットフォーム側で一定の検討をして回答したみたいな、そういうこともありましたので、そういったことも含めて、事後的に検証できるようにっていただければいいのではないかなと思いました。

最後にマルチステークホルダーなんですけれども、これは曾我部先生がおっしゃった、マルチステークホルダーに対して警戒をしたほうがいいんじゃないかというのは全くおっしゃるとおりだと思います。マルチステークホルダーにした途端に、あら不思議で何でもかんでもできちゃうというのがあると思う。そういう状況はあると思いますので、大きな問題は2つあって、1つは先生方御指摘の透明性の欠如です。これはもうめっちゃめっちゃ透明性欠如していて、現在の政府の検討会でも透明性欠如しているところが幾らでもありますので、緊急事態になったらますます緊急時であることを言い訳に透明性が損なわれるのではないかなというのは非常に心配される場所です。

2点目に、もう一つ大きな問題として、マルチステークホルダーと言いながらマルチになっていないという話があるかなと思っていて、それはなかなか難しい問題ではありませんけれども、特にリソースを持たないほう、一般的な問題ですと消費者なんでしょうけれども、この問題だと、発信者みたいな、情報の発信者みたいな、そういうところの利益を誰が代表するのかみたいなことになっていきますが、マルチになっていないものをどうやっていくかということが大きな問題なんじゃないかと思います。

すいません、長く話しました。以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。議論すべき方向性がクリアになってきているかなと思いますが、水谷さん、2回目でも時間はまだありますので、どうぞよろしく願いします。

【水谷構成員】 よろしく願いします。今、政府による言論統制につながるのではないかという議論がありましたが、その点でいいますと、プラットフォームのコンテンツモデレーションのプロセスを分けて考えたほうがいいんじゃないかと思います。例えば、災害時のほうの論点1の①に書いてあるような、利用規約とかポリシーとかガイドラインという、要

するに国に置き換えて言えば、いわゆる法令の策定に等しい部分ですよね。この部分についての透明性とか、あるいは、ここにどうやって政府が関与していくかという話と、策定されたルールとかポリシーに従って、実際にそれを執行していく段階とを分けて考える必要があると思います。

というのも、プラットフォームのポリシーはよく言われているように、非常によく変わります。それはもちろん、ある意味で、アジャイルに対応するために変わっていくわけですが、逆に政府の法律とは違って、民主的な議論プロセスもないし、基本的には、クレームとかが上がってきて、ポリシーとかに反映したりするので、ポリシーが修正されたこと自体をユーザーが知らないことが多い。またそうしたプロセス自体も、外から分からないというようなことがあるわけです。

ですので、言論統制とかと関連してくるのは、実はポリシーの策定段階で、不透明に政府が介入して中身がいじられてしまっていくと、それが結局、エンフォースのレベル、実際のモデレーション現場にも適用されていくので、実はそうしたポリシー策定の上流部分についての透明性の確保と、ここにどういうふうに政府が関わっていくかということ、論点を置いて考える必要があるのかなと。

もちろん、モデレーションのエンフォースメント部分も重要だとは思いますが、この部分は、今、AIを入れてやっている部分もありますので、人員を増やすとかそれだけじゃなくて、対応しているAIをどうやってガバナンスしていくかと、そういう論点も少しあるのかなと思いました。私からは以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。水谷さん、すいません、私のほうが十分に理解できていないところがあったのですが、伺ってもいいですか。水谷さんの今の御発言で、透明性について、ルールメイキングの部分での透明性とそれからエンフォースメントの部分での透明性というのを分けて、もちろん共通している部分もあると思いますが、分けて考える必要があるといった時の、ルールメイキングの透明性というのは、具体的にどういうイメージなんですか。メイクされたルールというのは当然公表されるわけなので、その部分のアウトプットは透明化するわけですが、いまのお話ですと、ルールメイキングのプロセスとか、誰がどう関わったかとかそういうところですか。

【水谷構成員】 うまくお伝え出来ず、申し訳ありません。まさに先生がいまおっしゃったとおりです。アウトプットされたものというよりも、ルールを変えたりするときに、なぜ、どのようなアクターがかかわって、こういうふうに変えたのかというプロセスの部分を透

明化する必要があるのではないかという趣旨です。

【山本（龍）主査】 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

それでは、次に、生貝さん、すいません、2回目ですが、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。今までの御議論ともかなり関わるんですけども、先ほど山本先生の整理の中でもあった、こういった緊急時の対応で、プロミネントスと削除というものを分けて考えることはすごく重要だと思うんですけども、改めて、それに併せて、3つ目として情報公開や透明性、データ提供といったツールというの、また、表現の自由への介入という形にならない重要な政府関与として並べていただけると良いのかなど。といいますのも、例えば今度の恐らく情プラ法でも、日本版透明性レポートが年に1回、出されることになる。ヨーロッパのDSAでは、VLOPは年に2回。でも、例えば突然の災害において、どれだけ突然偽botが現れたり、明らかにインプ稼ぎや、問題のある投稿がどのくらい増えていて、実際にどのくらいの対応をしているのかとか、実際に人員対応をどのくらい増やしたりといったようなことを、恐らく日本政府ですとか日本の国民が知らなければいけない頻度って多分半年に1回でも足りないんですよ。

そういうことを、ちゃんと適時な形で必要な情報というものはしっかり出していただく。そのことというのは、さっき森先生からあったような事後的検証というのも確かに必要なんですけど、事態の最中での検証というのが必要になってくるモーメントというのがどうしても出てくるんだと思います。でありますので、削除、プロミネント、そして情報提供、この3つで考えていただきたいなと思ったのが1つ目であります。

それから、もう一つ、お話あったとおり、国家とプラットフォームが握って言論統制をするという最大のリスク、そのことを避けるのが、一つは第三者の関与なんだと思います。客観性の関与。それを我々、ずっとマルチステークホルダープロセスと呼んできた部分があるんですけども、ただ、そういう手法以外にも、例えばDSAの中でもコードオブコンタクト、あるいは、危機対応プロトコルの遵守状況について、第三者の監査をしっかり入れることで、それがちゃんとリスクを低減できているのか、あるいはやり過ぎていないのか、恣意的な削除に陥っていないのかということをやちゃんと確認する第三者が入ってちゃんと評価をする、そういうプロセスを災害対応という文脈でもどのようにつくっていくかというのが大変重要なかなと思いました。取りあえず、以上でございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。特に付け加えていただいた点で、先ほども御発言いただいた情報公開、透明性、適時のといいますか、時宜に応じた、タイミングがよ

い形で行う情報公開、透明性、データ提供ということの重要性、これも非常に重要なことかなと思いました。特にやはり緊急時ですと、皆さん、動揺している状況の中でいろいろなことをやるということでは、誤りも生じるというところで、しっかりこれをチェックしていくということも必要なのだと思いました。

それから、例の政府とプラットフォームとがインビジブル・ハンドシェイク、見えない握手を結ぶということがないように、両者の関係性については、しっかり透明化して、それをチェックするような仕組みというものが必要なのではないかという御指摘も、また重要ではないかなと感じました。生貝さんありがとうございます。

あと、山本健人さんからお話があった点、これは生貝さんに少し伺いたいんですが、先ほどころいったマルチステークホルダーのプロセスを、これ曾我部さんにも、もし御意見があれば伺いたいんですが、これを完全にマルチステークホルダーで民間に投げるということではなくて、一定の政府の関与も求められるのではないかという話もあったかと思えますけれども、生貝さんは、特にEUについて非常に緻密な御研究されているところだと思うので、この辺、御意見があればと思います。

特に私が気になっているのは、EUと日本の違いがあるのではないかという点です。EUは市場規模が大きくて、それから欧州委員会と加盟国の両方がエンフォースメントのリソースを持っていて、一定程度、多層的なガバナンスというのができるというようなこともある。日本の限定したリソースですとか、また市場規模等を考えると、政府の存在感、プレゼンスも違ってくるのかなと思うんですけれども、その違いの中でどういう適切な関わり方、関与というのがあり得るのかということが一つ論点かなと思うのです。この点、生貝さん、何かお考えありますでしょうか。

【生貝構成員】 ありがとうございます。そうですね、先ほども少し申し上げたんですけれども、法に基づくマルチステークホルダープロセスというものをつくるのであれば、それはマルチステークホルダーで決めるというプロセスをできるだけ経る。その方法で解決可能であれば、できる限りその方向でルールをつくったり実際に運用したりする。しかし、それで難しいときというのは、ちゃんと政府がしかるべき最後のガーディアンとしての役割を果たすという2段構えのプロセスをつくっておくというのが大変重要なんだろうと思います。

できるだけ当事者に委ねつつ、でも、そのインセンティブというのは、最後それが駄目だったらきちんと裁定があるといったようなことが前提でないと、なかなか自主的なプロセ

スというのも回って行きづらい部分というのはあるかと思しますので、そこをうまく設計するかが一つは重要ななと思いました。

【山本（龍）主査】 やはり、そうすると最初、まずは信頼をしていくというか、マルチステークホルダー、これは後で曾我部さんの御意見もあるかもしれませんが、段階的にというのは、まずは信頼して、透明性というのは重要かもしれませんが、自立的なルールメイキングなり、あるいはエンフォースメントなりということにまず委ねていき、それがうまくいかなかったときにどういうふうに関わるのかと、そういう思考の枠組みというんですか、そういうアプローチが妥当なのではないかと、そういう御指摘ですか。

【生貝構成員】 そうですね。バックストップパワーをちゃんと制度枠組みの中でつくっておく。つまり、1年、2年やってみて駄目だったら後で立法しようという形ではなくて、一つの制度枠組みの中に、まずは、自主規制として、政府関与が少ない状態でやってみる。そして、それで解決が難しいようであれば、ちゃんと政府がしかるべき透明な手続に基づいて最終的な決定をするといったようなことが一つは考えられるのかなと思います。

【山本（龍）主査】 よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、山本健人さんに最初にお話いただいて、それから曾我部さん、森さんの順番をお願いします。森さん、すいません。今、画面をオンにさせていただきましたけど、ちょっと待っていただいてもよろしいですか。

【森構成員】 すいません、失礼しました。

【山本（龍）主査】 ごめんなさい。山本健人さんお願いします。

【山本（健）構成員】 すいません、北九州市立大学の山本です。私からは手短に。少し戻りますが、先ほど山本龍彦先生からまとめていただいたとおり、私も確かにプロミネンス重視という方向性はあるだろうと思った一方で、プロミネンスだとしても、恐らく情報影響操作みたいなものが技術的には可能なんだろうということ、つまり、何を目立たせるかによっても情報環境を誘導できるということを想定する必要があると思いました。そのため、プロミネンスのポリシーの作成、プロミネンスをどういう形で実施するのかに関するルールマークはしっかりやらないといけないと思いましたので、この点だけ意見を付け加えさせていただければと思います。以上です。

【山本（龍）主査】 いや、それは本当に重要なところだと思いますので、ここは事前にしっかりマルチステークホルダーで議論していくところなのかなと感じました。ありがとうございます。

曾我部さん、すいません、今、チャットでコメントが入っているんですが、特に政府の関わり方等について、何かまた御意見があればぜひと思いますけれども、いかがでしょうか。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。私は早めに出ないといけないので、いいタイミングで発言する機会をいただきありがとうございます。

生貝先生がおっしゃった点についてコメントを申し上げたいと思うんですけど、政府が最終的な保証者として存在する可能性、必要性があるというのはおっしゃるとおりだと思いますが、政府というか国の関与は非常に多層的で、例えば情報公開義務みたいなものを法律で定めるといのは、それ自体として、政府の個別的な関与ではなくて、ある種、制度設計の話ですよ。そういうレベルがまず、あると思うんです。

つまり、マルチステークホルダープロセスが、要するに政府の具体的な関与のない形でワークするための前提条件として、ある種のインセンティブ構造を建てつける必要があって、そこは必要な部分は法律で定めると。情報提供の義務であったり、あるいは参加について一定のものを義務づけるとか、そういうレイヤーがあります。それは法律なりで定めるということですから国の関与ではありますが、政府の個別的な介入ではないというレイヤーです。

次に、生貝先生がおっしゃったのは、その枠組みの中で個別の協議がうまくいかないときに政府が個別的に介入していく、ラストリゾートが仕組まれる必要があるということをおっしゃったんだろうと思います。さらに、生貝先生は否定的なコメントをされたんですけども、最後には、EUでうまくいっている一つの理由は、私なりに思うに、最後はマルチステークホルダーじゃなくて義務づけることがあり得ますよと、そういうことがある種の牽制としてあるだろうと思うんですよね。

そうしますと、最初からマルチステークホルダー以外はやりませんというようなことでは、場合によっては十分なメッセージにはならない可能性もあるということで、そういう本当のラストリゾートがもう一つ実はあるということで、政府、あるいは国の関与というのはそういう形で、複数のレイヤーがあるんだろうなと思います。以上です。

【生貝構成員】 ごめんなさい。

【山本（龍）主査】 生貝さん、お願いします。

【生貝構成員】 完全におっしゃるとおりだと思います。問題や性質の状況によって、しばらくは任せてみようということができる状況と、そうでない状況というのもあったりすると思いますので、その評価手法も含めて、どのようにしっかり組み合わせていくかということかと思っています。ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。やはり政府なり国の関与といったときに、これを抽象的に捉えるとリスクがあると。リスクがあると申しますか、危険なことであるところから、多層的に捉えていく、しかも粒度高くこれを議論していくという方向性は、これは今後の、次回以降の議論でも重要なところかと思えます。

曾我部さんおっしゃったように、全体主義的な方向に向かう、あるいは、言論統制に向かうリスクを抑えるための政府関与、つまり透明性を高める、透明性規律を国が設けていくという、リスクを抑えるための政府の関与と、政府の関与自体がリスクになるような政府関与というか、そういう2つがあって、特に後者、リスクを抑えるための関与というよりも、関与自体がリスクになる関与というものに対してどうガバナンスしていくのかということが、先ほどの透明性ですとか、そういう視点から非常に重要になってきているのかなとも感じました。

ですので、その辺、国家の役割、あるいは関与することについて、今後、本当にここはとても重要なところだと思いますので、今後、議論していく上でもう少し粒度高く、議論していきたいなと思います。ありがとうございます。

それでは、森さん、すいません、お待たせしました。

【森構成員】 すいません、簡単に申し上げたいと思います。少し繰り返しもなるんですけども、まさに、今、山本先生おっしゃいましたように、政府の関与の度合いというのが、通常の問題以上に重要になる、リスクとして考えるべきことになるのが言論統制の場面だと思います。

そうなりますと、おのずとマルチステークホルダーに対する期待も高まると思うんですけども、私としては、マルチになっていない問題があるのかなと思ってまして、特にそこがEUとの違いなのではないかと思ってまして、例えばこれまでの経済的搾取の対象としての消費者を代表するとか、あるいはデータの搾取を対象として、プライバシー保護の団体であるとか、そういうものが割とEUにおいてはそろっていて、それはもしかしたら表現の自由についてもそうかもしれないと思うんですけども、我々にはそういうものがない、リソースとして非常に乏しいので、ある種の代表性というか、そういうものを各社会のセグメントをしっかりと代表できているのかということを検討しないと、と言いますが、それを検討した上で、ちゃんとしたマルチステークホルダーとして成立しているのかどうかということの確認というかそういうプロセスが要るんじゃないかなと思いました。どうするのかみたいなアイデアはないんですけども、それがEUと日本では全然違うような気がして

おります。以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。やはりEUとの差分というか、違いというものは、我々が制度を考えていく上では重要になろうかと思imasので、この点、また、非常に重要な御指摘、マルチであることをどう実質的に担保していくのかということだと思imas。

今日は、本当はマルチステークホルダーのところは頭出しぐらいで、いろいろと皆さんから御意見を伺って、また次回以降の具体的な議論につなげていきたいと思imasけれど、大分、御意見をいただいたので、次回以降、また、この点を少し整理して議論できればと思imas。その中で、マルチであることの実質担保をどうするのか、これは水谷さんからもあったルールメイキングのところでの透明性の確保ですとか、そういうところとも絡んでくるような論点かなと思imas。貴重な御指摘をいただいたと思imas。ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。事務局のほうから、ここをもう少し聞いておきたいとか、曾我部さんは御退室されたようですけれども、この辺り少し整理したいとか詰めたいということがあればと思imasが、事務局のほういかがでしょうか。いきなり振ってしまって申し訳ないです。

【上原補佐】 事務局でございます。かなり議論いただいたところですので、ここがというところもあるわけではないんですけれども、一つ一つの論点、挙げさせていただいた中では、例えばどの範囲の情報伝送プラットフォームにこういった規律を求めるのが適当かであったり、制度的な担保の必要性とか、どのように担保するかといったあたりも何か御議論、御意見いただければというところは一つあるかなと思imasしているところです。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。今の点も、少しコメントの中で、御発言の中で出てきたところもあるかなと思imasけれども、さらに何かありましたらと思imasますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、今、災害時の話と、それからマルチステークホルダーの連携の在り方について、主に議論をしていただきましたけれども、少し時間が今ありますので、最初の課題の整理のところ、今後の進め方についても何か御意見があればと思imasけれども、いかがでしょうか。

特に御異論がないようですので、進め方としては、このような形で進めていきたいと思imas。ありがとうございます。

それでは、本日は非常に実質的な議論をしていただいたと思いますので、これをまた、事務局のほうで整理をしていただいて、次回以降の議論につなげていければと思います。

それでは、少し早いんですが、時間を引き延ばしてもしようがないと思いますので、この辺りで今日は閉じたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から何か御連絡事項ありますでしょうか。

【高橋係長】 ありがとうございます。

次回会合につきましては、5月15日水曜日、検討会第19回会合との合同開催を予定しております。詳細は事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上でございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会ワーキンググループ第18回会合を閉会いたします。本日もどうもありがとうございました。